

国民主権と憲法改正

1 / 1

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

主権をもつ国民と天皇の関係はようになっていて、憲法はどう改正されるのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 国民主権と天皇

象徴・国事行為

国民主権

政治の最終的な決定権が国民にあること。

象徴

日本国と日本国民統合のしるしである天皇の地位。

国事行為

憲法に定められた、天皇が行う形式的な行為。

日本国憲法は、国の政治のあり方を最終的に決める力である**主権**が国民にあると定めている。これを**国民主権**という。国民は、選挙で代表者を選び、その代表者が国会で政治を行うことで、主権を行使している。

憲法第1条は、天皇を日本国および日本国民統合の**象徴**とし、その地位は主権をもつ国民の総意にもとづくとして定めている。天皇は政治についての権限をもたず、憲法に定められた**国事行為**だけを行う。国事行為には、内閣総理大臣の任命、法律の公布、国会の召集などがある。国事行為には、**内閣の助言と承認**が必要で、その責任は内閣が負う。

国事行為	もとなる決定
内閣総理大臣の任命	国会の指名
最高裁判所長官の任命	内閣の指名
法律の公布	国会が成立させた法律

2 憲法改正

手続き・国民投票

硬性憲法

改正の手続きが法律より厳しい憲法。

発議

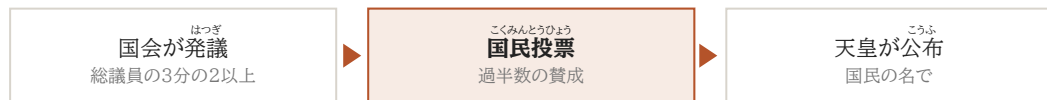
国会が憲法改正案を国民に提案すること。

国民投票

憲法改正案への賛否を国民が直接決める投票。

憲法は国の最高法規なので、改正には法律よりきびしい手続きが定められている。このような憲法を**硬性憲法**という。まず、衆議院と参議院のそれぞれで**総議員の3分の2以上**の賛成があると、国会が憲法改正案を国民に提案する。これを**発議**という。

次に、**国民投票**が行われ、有効投票の**過半数**の賛成が得られると、憲法改正が成立する。天皇は、国民の名で、ただちに改正を公布する。国民投票の投票権は**18歳**以上の国民にある。日本国憲法は、1947年の施行以来、これまで一度も改正されていない。憲法を変えるかどうかは、最終的に主権者である国民が決める。



問いへの答え

日本国憲法では、主権は国民にあり、天皇は日本国と日本国民統合の象徴として、内閣の助言と承認にもとづく国事行為だけを行う。憲法の改正は、国会が総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で過半数の賛成を得て成立する。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

